

第2章 普通免許状の取得方法

第1節 幼稚園教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第1関係）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と幼稚園教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第1）

所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得すること 必要とする最低単位数				
			領域及び 保育内容 の指導法 に関する 科目	教育の基 礎的理解 に関する 科目	道徳、総合 的な学習 の時間等 の指導法 及び生徒 指導、教育 相談等に 関する科 目	教育実践 に関する 科目	大学が独 自に設定 する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を 有すること。 (※1)	16	10	4	7	38
	一種免許状	学士の学位を 有すること。	16	10	4	7	14
	二種免許状	短期大学士の学 位を有すること。	12	6	4	7	2

(※1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

[注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各2単位を修得していることを要する。（施行規則第66条の6）

2 幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定により専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第1項）

3 幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、領域及び保育内容の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの

単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。(施行規則第2条表備考15号)

2 単位の修得方法

(1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目（施行規則第2条第1項の表）

科 目	最低修得単位数	
	専修・一種 免許状	二種免許状
領域に関する専門的事項 (※1)	16	12
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） (※2)		

(※1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得すること。(施行規則第2条第1項の表備考第1号)

(※2) ア 学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。(施行規則第2条第1項の表備考第2号)

イ 半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）又は特別活動の指導法の単位を充てることができる。(施行規則第2条第1項の表備考第13号)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目
(以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。)(施行規則第2条第1項の表)

科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
		専修・一種免許状	二種免許状
教育の基礎的理解に関する科目 (※1)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (※2)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
教育実践に関する科目 (※3)	教育実習	5	5
	教職実践演習	2	2

[注] 1 教育の基礎的理解に関する科目にあっては8単位(二種免許状の場合は6単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては2単位まで、教育実習にあっては3単位まで、教職実践演習にあっては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができる。(施行規則第2条第1項の表備考第11号)

2 教育の基礎的理解に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)に係る部分に限る。)並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。)の単位のうち、2単位(二種免許状の場合は1単位)までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位を充てることができる。(施行規則第2条第1項の表備考第12号)

平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。(平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。)(19年改正法施行規則[平成20年文部科学省令第34号]附則第3条)

(※1) ア 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。(施行規則第2条第

1 項の表備考第 2 号)

イ 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は、1 単位以上修得すること。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 3 号）

ウ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 4 号）

(※2) 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第 38 条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 2 号）

(※3) ア 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 6 号）

イ 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の 1 単位を含むこと。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 7 号）

ウ 教育実習の単位には、2 単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる。

この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもって充てることができない。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 8 号）

エ 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として 1 年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数 1 年について 1 単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 9 号）

オ 平成 25 年 3 月 31 日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。（平成 22 年 4 月 1 日以後に大学等に入学した者は除く。）（19 年改正法施行規則〔平成 20 年文部科学省令第 34 号〕附則第 3 条）

(3) 大学が独自に設定する科目（施行規則第2条第1項の表）

最 低 修 得 単 位 数		
専 修 免 許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状
38	14	2

- [注] 1 専修免許状に必要とされる38単位のうち24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得すること。（免許法別表第1備考第7号）
- 2 (1)に掲げる「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は(2)に掲げる「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第14号）

Ⅱ 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第3関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、修得単位数は在職年数に応じて、次のとおり逡減する。

1 幼稚園教諭二種免許状

(1) 在職年数による最低修得単位数逡減表（免許法別表第3備考第7号）

幼稚園助教諭臨時免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 6	7	8	9	10	11	12	13 以上
幼稚園助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

[注] 1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部又は幼保連携型認定こども園の教員としての勤務年数のほか、外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構理事長が認定したもの）の教育に従事した在職年数を通算することができる。（施行規則第67条）

2 最低在職年数6年を超える在職年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の在職年数を通算することができる。（施行規則第68条）

3 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。（施行規則第70条）

4 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週20時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週10時間担当する非常勤講師の場合 $1\text{年} \times \text{週}10\text{時間} / 20\text{時間} = 0.5\text{年}$

5 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

6 単位の修得時期は、臨時免許状を取得した後であること。

(2) 最低修得単位数配分表、

(施行規則第 11 条、第 14 条、県教委規則第 5 条別表第 1)

総 単 位 数		45	40	35	30	25	20	15	10
領域に関する専門的事項に関する科目	単 位 数	5	4	4	3	3	2	2	1
	最低修得単位の配分	学校教育法施行規則第 38 条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち 1 科目以上							
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数	30	27	24	21	18	15	12	9
	最低修得単位の配分								
	保育内容の指導法に関する科目	8	8	7	6	6	5	4	4
	教育の基礎的理解に関する科目	6	6	5	4	4	3	2	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	2	2	2	1		

- [注] 1 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する各科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を 1 以上含むこと。(Ⅰ・2・(1) 及び (2) 参照)
- 2 総単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。
- 3 「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位を満たしてさらに不足する単位数については、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

2 幼稚園教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が幼稚園教諭一種免許状を取得する場合

ア 在職年数による最低修得単位数逓減表（免許法別表第3備考第7号）

幼稚園教諭二種免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	5年	6	7	8	9	10	11	12以上
幼稚園教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

[注] 1 II・1・(1) 幼稚園教諭二種免許状を取得する場合の [注] 1～5に同じ。

2 単位の修得時期は、二種免許状を取得した後であること。

イ 最低修得単位数配分表

（施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1）

総 単 位 数			45	40	35	30	25	20	15	10
領域に関する専門的事項に関する科目	単 位 数		4	4	3	3	2	2	1	1
	最低修得単位の配分		学校教育法施行規則第 38 条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち 1 科目以上							
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数		20	18	16	14	13	11	9	7
	最低修得単位の配分	保育内容の指導法に関する科目	5	5	4	4	3	2	2	1
		教育の基礎的理解に関する科目	5	5	4	4	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	1	1				
大学が独自に設定する科目	単 位 数		6	5	5	4	4	3	3	2

[注] II・1・(2) 幼稚園種二種免許状を取得する場合（最低修得単位数配分表）の

[注] 1～3と同じ。

(2) 大学に3年以上在学した者等が幼稚園教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得したもの又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得したものは、次の表により幼稚園教諭一種免許状を取得できる。

ア 在職年数による最低修得単位数逡減表（施行規則第11条表備考第3号、第12条）

幼稚園教諭二種免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5	6以上
幼稚園教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 25	20	15	10

[注] **Ⅱ・2・(1)・ア**短期大学卒業者等が幼稚園教諭一種免許状を取得する場合の [注] 1～3に同じ。

イ 最低修得単位数配分表

（施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1）

総 単 位 数		25	20	15	10	
領域に関する専門的事項に関する科目	単 位 数	2	2	1	1	
	最低修得単位の配分	学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上				
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数	12	10	9	7	
	最低修得単位の配分	保育内容の指導法に関する科目	3	2	2	1
		教育の基礎的理解に関する科目	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
大学が独自に設定する科目	単 位 数	6	5	3	2	

[注] **Ⅱ・1・(2)**幼稚園教諭二種免許状を取得する場合（最低修得単位数配分表）の [注] 1～3に同じ。

3 幼稚園教諭専修免許状

在職年数による最低修得単位数（免許法別表第3）

幼稚園教諭一種免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した最低在職年数	年 3
幼稚園教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得することを要する最低単位数	単位 15

[注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得することとし、大学が独自に設定する科目を修得すること。（免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条第1項の表）

Ⅲ 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得（免許法別表第 8 関係）

幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、小学校教諭普通免許状取得後、小学校の教員又は幼稚園の教員として 3 年間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、当該教員として 3 年間良好な成績での勤務に加えて、平成 28 年 4 月 1 日以降に、幼稚園の教員として勤務した在職年数がある場合は、修得単位数が逡減される。

[注] 1 幼稚園の教員の在職年数は、**第 1 節・Ⅱ・1・(1)**幼稚園教諭種二種免許状を取得する場合（在職年数による最低修得単位数逡減表）の [注] 1 に同じ。

小学校の教員の在職年数は、**第 2 節・Ⅱ・1・(1)**小学校教諭種二種免許状を取得する場合（在職年数による最低修得単位数逡減表）の [注] 1 に同じ。

[注] 2 幼稚園の助教諭として勤務した期間は、在職年数に含まない。

1 在職年数による最低修得単位数逡減表

（免許法別表第 8、施行規則第 18 条の 2 備考第 4 号）

有することを必要とする免許状	小学校教諭 普通免許状	
有することを必要とする免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 0	1
有することを必要とする免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 6	3

[注] 在職年数には、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。

2 最低修得単位数配分表

（施行規則第 18 条の 2、第 18 条の 4、第 18 条の 5）

有することを必要とする免許状	小学校教諭 普通免許状	
総 単 位 数	6	3
領域に関する専門的事項に関する科目	単 位 数	
	最低修得単位の配分	
保育内容の指導法に関する科目	単 位 数	6
又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位の配分	3
大学が独自に設定する科目	単 位 数	

[注] 1 単位は、大学（短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第 3 備考第 6 号）

2 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 1 年×週 10 時間／20 時間＝0.5 年